

## 島根県と国立大学法人島根大学との連携に関する覚書

島根県と国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）は、双方が有する人的・物的資源を活用し、個性豊かな地域社会の形成及び地域の課題の解決を図り、地域の振興に貢献することを目的として、この覚書を締結する。

### （連絡協議会の設置）

第1 島根県（県教育委員会を含む。）と島根大学との一層の連携を推進するために、連携推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

### （協議事項）

第2 連絡協議会は、「健康・福祉」、「教育・文化」、「自然・環境」及び「産業・科学技術」の各分野の連携推進を図るため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- 一 各分野における事業の策定に関すること。
- 二 事業の策定に必要な情報交換及び連絡調整に関すること。
- 三 その他連携推進の目的達成に必要な事業に関すること。

### （組織）

第3 連絡協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

#### 一 島根県

政策企画局長

総務部長

地域振興部長

環境生活部長

健康福祉部長

農林水産部長

商工労働部長

土木部長

企業局長

教育長

#### 二 島根大学

企画戦略担当副学長

教育担当副学長

学生支援担当副学長

学術研究担当副学長

社会・国際担当副学長

常勤監事

事務局長

(会議)

- 第4 連絡協議会は、定期に開催することとし、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 2 連絡協議会に議長及び副議長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 議長は、連絡協議会の会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(専門委員会)

- 第5 連絡協議会に、地域振興のための具体的な事業プラン等を調査・検討するために、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務)

- 第6 連絡協議会の事務は、島根県及び島根大学の事務担当課において処理する。

(効力の発生)

- 第7 この覚書は、締結の日から効力を発するものとする。

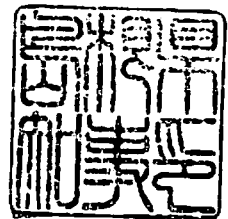
(その他)

- 第8 この覚書に定めのない事項については、島根県と島根大学が協議の上、決定するものとする。  
この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、島根県及び島根大学が各1通を保有するものとする。

平成16年11月8日

島 根 県 知 事

澄 田 信 義



国立大学法人島根大学長

本 田 雄 一

